

平成26年4月第29回互理町議会臨時会会議録（第1号）

○ 平成26年4月25日第29回互理町議会臨時会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（15名）

2番 高野孝一                      3番 熊田芳子

4番 小野一雄                      5番 佐藤正司

6番 安藤美重子                      7番 百井いと子

9番 鈴木邦昭                      10番 渡邊健一

11番 四宮規彦                      12番 高野進

13番 熊澤勇                      14番 佐藤アヤ

16番 鞠子幸則                      17番 佐藤實

18番 安細隆之

○ 不応招議員（1名）

1番 鈴木洋子

○ 出席議員（15名）                      応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名）                      不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

|                          |           |                        |           |
|--------------------------|-----------|------------------------|-----------|
| 町 長                      | 齋 藤 邦 男   | 総 務 課 長                | 佐 藤 浄     |
| 企 画 財 政<br>課 長           | 吉 田 充 彦   | 用 地 対 策<br>課 長         | 佐 藤 雅 徳   |
| 税 務 課 長                  | 佐 藤 邦 彦   | 町 民 生 活<br>課 長         | 牛 坂 昌 浩   |
| 福 祉 課 長                  | 阿 部 清 茂   | 被 災 者 支 援<br>課 長       | 西 山 茂 男   |
| 健 康 推 進 課 長              | 佐 々 木 利 久 | 農 林 水 産 課 長            | 齋 藤 幸 夫   |
| 商 工 観 光 課 長              |           | 都 市 建 設<br>課 長         | 佐 々 木 人 見 |
| 兼 わ た り 温 泉<br>鳥 の 海 所 長 | 酒 井 庄 市   | 復 興 ま ち づ くり<br>課 長    | 千 葉 英 樹   |
| 都 市 建 設 課<br>専 門 官       | 市 川 仁     | 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長 | 鈴 木 久 子   |
| 上 下 水 道<br>課 長           | 川 村 裕 幸   | 学 務 課 長                | 鈴 木 邦 彦   |
| 教 育 長                    | 岩 城 敏 夫   | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長   | 菊 地 和 彦   |
| 生 涯 学 習<br>課 長           | 熊 澤 一 弘   |                        |           |
| 選 挙 管 理 委 員 会<br>書 記 長   | 佐 藤 浄     |                        |           |

○ 事務局より出席した者の職氏名

|         |         |         |       |
|---------|---------|---------|-------|
| 事 務 局 長 | 丸 子 司   | 庶 務 班 長 | 丸 子 城 |
| 主 事     | 櫻 井 直 規 |         |       |

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定  
議長諸報告
- 日程第 3 亶理名取共立衛生処理組合議会議員の補欠選挙
- 日程第 4 議会運営委員の補欠委員の選任
- 日程第 5 提出議案の説明
- 日程第 6 議案第 40号 物品購入契約の締結について（平成26年度亶理町  
木造災害公営住宅（吉田大谷地地区・南河原地区）  
整備事業（復交））
- 日程第 7 議案第 41号 物品購入契約の締結について（平成26年度亶理町  
B&G海洋センタープール（上屋）備品購入事業）
- 日程第 8 議案第 42号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度亶  
理町立長瀨小学校災害復旧工事）
- 日程第 9 議案第 43号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度亶  
理町立荒浜中学校災害復旧工事）
- 日程第 10 議案第 44号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補  
正予算（第1号）
- 日程第 11 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町職員  
の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 12 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税  
条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 13 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町企業  
立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域にお  
ける固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改  
正する条例）
- 日程第 14 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町国民  
健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 15 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年  
度亶理町一般会計補正予算（第11号））

- 日程第16 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））
- 日程第17 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度互理町水道事業会計補正予算（第5号））
- 日程第18 報告第 6号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第19 報告第 7号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第20 報告第 8号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第21 報告第 9号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第22 報告第10号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第23 報告第11号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第24 報告第12号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第25 報告第13号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第26 報告第14号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

午後 2時00分 開会

議長（安細隆之君） こんにちは。

これより平成26年4月第29回互理町議会臨時会を開会いたします。

会議が始まる前に、議員各位、傍聴される皆様にご連絡いたします。

本日の会議は、取材のため、町広報及び河北新報互理支局から傍聴席での写真撮影の申し入れ、FMあおぞらから本会議中の録音の申し入れを受け、これを許可しておりますので、ご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

なお、1番鈴木洋子議員が欠席しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、10番 渡邊健一議員、11番

四宮規彦議員を指名いたします。

## 日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## 議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、鈴木高行議員より、3月31日付で議員辞職願が提出され、これを許可したので報告いたします。

第2、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第3、町長提出議案についてであります。町長から、議案5件、承認7件、報告9件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第3 亘理名取共立衛生処理組合議会議員の補欠選挙

議長（安細隆之君） 日程第3、亘理名取共立衛生処理組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定いたしました。

互理名取共立衛生処理組合議会議員に、3番熊田芳子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました3番熊田芳子議員を互理名取共立衛生処理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3番熊田芳子議員が互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選されました。

ただいま互理名取共立衛生処理組合議会議員に当選された熊田芳子議員が本会議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

#### 日程第4 議会運営委員の補欠委員の選任

議長（安細隆之君） 日程第4、議会運営委員の補欠委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の補欠委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、13番熊澤 勇議員を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

現在、議会運営委員会の委員長が欠けておりますので、休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長を互選願います。

委員会の招集場所は、西会議室においてお願いいたします。

再開はベルをもってお知らせいたします。休憩。

午後 2時05分 休憩

午後 2時16分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入る前に、議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に小野一雄議員が、同じく副委員長に佐藤アヤ議員が選任されました。

#### 日程第5 提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第5、提出議案の説明を求めます。

町長、登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

本日、第29回互理町議会臨時会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議いただきます案件は、議案5件及び承認7件、並びに報告9件であります。よろしくご審議方お願いいたします。

それでは、各議案についてその概要をご説明申し上げます。

議案第40号「物品購入契約の締結について（平成26年度互理町木造災害公営住宅（吉田大谷地地区・南河原地区）整備事業（復交））」につきましては、去る4月16日見積徴収を行った吉田大谷地地区及び南河原地区の戸建て災害公営住宅12戸の購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第41号「物品購入契約の締結について（平成26年度互理町B&G海洋センタ

ープール（上屋）備品購入事業）」につきましては、去る4月17日に見積徴収を行ったB&G海洋センタープール上屋の購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第42号「工事請負変更契約の締結について（平成25年度亘理町立長瀬小学校災害復旧工事）」及び議案第43号「工事請負変更契約の締結について（平成25年度亘理町立荒浜中学校災害復旧工事）」につきましては、外構工事の変更等に伴う請負金額の増額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、この両校の災害復旧工事の変更契約につきましては、工期についても7月31日まで1カ月間延長しておりますが、学校再校時期は、これまでの予定どおり2学期からとなる予定であります。

議案第44号「平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,697万9,000円とするものであります。

現在、亘理中央地区工業団地において、舞台アグリノベーション株式会社が工場建設を進めておりますが、舞台アグリノベーション株式会社側から、「国の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を受けるに当たり、6月中に工場部分の用地を先行取得させていただきたい」との申し出があったことから、工場部分の面積を確定するための測量費として600万円を増額補正するものであります。なお、この増額となる費用につきましては、相手側都合により発生するものであることから、歳入4款諸収入に、舞台アグリノベーション株式会社から用地測量業務負担金として、同額の600万円を受け入れるものであります。

次に、承認案件についてご説明を申し上げます。

承認第1号「亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員の給与の改正及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）及び人事院による平成25年8月8日職員の給与等に関する報告並びに人事院規則の改正を踏まえ、平成18年度から実施された給与構造改革において公務員と民間の給与水準の格差を是正するために昇給が抑制されていた若年、中堅層の職員について、45歳に満たない職員の号俸を1号俸昇給させるために改正を行うも



のであります。

承認第2号「亘理町町税条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布され、法人町民税法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げ、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設等に伴い改正を行うものであります。

承認第3号「亘理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等が定める省令（平成19年総務省令第94号）の一部を改正する省令が平成26年3月31日に公布され、基本計画の同意の日を平成28年3月31日まで適用が受けられるように改められたことから改正を行うものであります。

承認第4号「亘理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましても、地方税法施行令の一部改正により条文の整備を行ったものであります。

次に、予算関係の承認案件についてご説明を申し上げます。

承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（平成25年度亘理町一般会計補正予算（第11号））」につきましては、歳入における地方交付税外各種交付金及び災害廃棄物処理費補助金等の確定や、歳出における防災集団移転促進事業費等の確定などから補正予算の必要が生じたこと、さらには東日本大震災に係る事業等において翌年度に繰り越さなければならない事業が発生したことに伴う繰越明許費の追加補正等を合わせ、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16億735万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を458億654万2,000円としたものであります。

承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））」につきましては、歳入における下水道管移設補償費の確定、歳出における一般会計繰出金等の確定など補正予算の必要が生じたこと、さらには翌年度に繰り越さなければならない事業が発生したことに伴う繰越明許費の追加補正を合わせ、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,493万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億403万8,000円としたものであります。

承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（平成25年度亘理町水道事業会計補正予算（第5号）」につきましては、予算第4条に定めた資本的収入における水道管移設補償費の確定により補正予算の必要が生じたことから、工事負担金924万7,000円を増額し、総額2億7,349万5,000円としたものであります。

以上、ご説明を申し上げた承認第1号から第7号までの7件の承認案件について、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

最後になりますが、報告案件についてご説明を申し上げます。

報告第6号、第7号、第8号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」の3件の報告につきましては、平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（吉田舟入北団地）宅地整備工事（復交）及び平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（吉田南河原団地）宅地整備工事（復交）、並びに平成25年度亘理町災害公営住宅（下茨田）整地工事（復交）のそれぞれの工事において、工事内容の変更などから変更契約の必要が生じ、専決事項の指定第1号の規定により平成26年2月21日専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第9号「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましては、平成25年度地域資源活用総合交流施設（復交）新築工事において、工事内容の変更など変更契約の必要が生じ、専決事項の指定第1号の規定により平成26年3月12日に専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

報告第10号から報告第14号までの5件の「専決処分の報告について（工事請負変更契約）」につきましても、平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）宅地整備工事（復交）、平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第1工区）宅地整備工事（復交）、亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第2工区）宅地整備工事（復交）、平成25年度亘理町災害公営住宅（上浜街道）整地工事（復交）、平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第1工区）上下水道整備工事（復交）において、工事内容の変更や事業の繰り越しによる消費税率の改正に伴う請負金額の変更など変更契約の必要が生じ、専

決事項の指定第1号の規定により平成26年3月31日専決処分したことから、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上の提出議案等ではありますが、慎重ご審議を賜りまして原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます、提出議案等の説明といたします。

議長（安細隆之君） 提出議案の説明が終わりました。

日程第6 議案第40号 物品購入契約の締結について（平成26年度互理町木造災害公営住宅（吉田大谷地地区・南河原地区）整備事業（復交））

議長（安細隆之君） 日程第6、議案第40号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第40号から説明いたしますが、その前に大変申しわけございませんが、議案書の訂正方お願いしたいところがございます。それにつきましては、次の2ページ目の資料になります。1番の見積徴収年月日、「平成25年4月16日」となっておりますが、これを「平成26年4月16日」に訂正方お願いします。それからあと、4番の仮契約年月日、これも「平成25年4月17日」となっておりますが、「平成26年4月17日」に訂正お願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、議案第40号 物品購入契約の締結についてを説明申し上げます。

1ページ目ごらんいただきたいと思います。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする、でございます。

事業名につきましては、平成26年度互理町木造災害公営住宅（吉田大谷地地区・南河原地区）整備事業（復交）でございます。

契約金額が、2億3,544万円。なお、落札率につきましては、91.61%でございます。

契約の相手方につきましては、互理町荒浜字御狩屋159番地52、一般社団法人互理町木造災害公営住宅建設推進協議会でございます。

次に2ページ、資料になります。ごらんいただきたいと思います。

見積徴収年月日が、平成26年4月16日。

契約方法については、随意契約ということで、現在亘理町につきましては、戸建ての木造災害公営住宅、町内5地区に97戸の建設を計画しておりまして、平成25年12月5日に基本協定第3条の規定に基づきまして、吉田大谷地地区11戸、それから吉田南河原地区1戸の合計12戸の建設について、事業要請を行っております。その後、設計協議を経て、26年3月3日に亘理町木造災害公営住宅建設推進協議会から建築確認申請、それから設計住宅性能評価の提出を行い、平成26年3月18日に12戸分の建築確認済証の交付を受けたことから、宅地建物取引業法第36条によりまして売買契約が可能となったために、東日本大震災における災害公営住宅の整備にかかわる基本協定第5条、それから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によりまして、今回、一般社団法人亘理町木造災害公営住宅建設推進協議会と随意契約するものでございます。

仮契約年月日につきましては、平成26年4月17日。

購入品目及び数量については、木造戸建て災害公営住宅ということで、平家建て2DKが5戸、2LDKが2戸、2階建ての3DKが2戸、3LDKが3戸。

仕様内容については、次の3ページになります。あと、図面等については、4ページ、5ページごらんいただきたいと思います。

受渡期限につきましては、平成26年8月29日。

受渡場所については、亘理町吉田字大谷地1番地20外11カ所ということで、吉田大谷地地区と南河原地区の場所となります。

以上で議案第40号の説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、この協議会はどのような方々で構成されているのか答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） お答えいたします。

今回、随意契約をいたします一般社団法人亘理町木造災害公営住宅建設推進協議会でございますが、当亘理町内に組織されております建設関連業者の団体でござ

います。災害防止協議会、建設職組合、水道工事指定業者連絡協議会、北海道伊達市の伊達商工会議所、宮城県森林組合連合会外の団体の方々が中心となって、亘理町の木造災害公営住宅を建設するに当たりまして協議会を設立された団体でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 荒浜字御狩屋159番地52ですね。震災以降の新しいゼンリンの住宅地図には、これは載っていないんですね。具体的に場所はどこなのか、それをお願いいたします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） こちらの場所でございますが、一般社団法人亘理町木造災害公営住宅建設推進協議会の本部といいますか、事務所が置いてございます住所になります。具体的に申し上げますと、協議会の会長であります八木会長様、八木工務店さんの事務所の住所ということになってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今後、戸建て住宅で、中野住宅が28戸、上浜街道東が40戸、江下住宅が17戸というふうに推進協議会で建設するというふうになりますけれども、具体的には、受渡期限はそれでどういうふうになりますか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 今回、議案に提出しておりますのが、吉田地区の12戸になるわけでございます。今、鞠子議員からお話がありましたとおり、残ります荒浜地区、上浜街道、江下地区、これを荒浜と亘理地区の2つに分割をいたしまして、同様に亘理町のほうから契約をお願いすることで考えてございます。今後の進捗状況、いわゆる吉田地区の12戸の建設状況、それから資材手配状況、人夫の確保状況、これらの状況を協議会様とご相談しながら、今後の発注の時期等を考えて進めてまいりたいというふうに考えてございますので、最終的に全て97戸の建設につきましては、ことしの11月末完成を目標に、協議会様のほうにお願いしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 2DK、2LDKとか何種類かありますけれども、それぞれの値段はどれぐらいになっているんでしょうか。まずそれ1点、お聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 今回12戸の契約内容となっております。それで、内訳でございますが、まず2DKにつきましては、今回5戸発注してございます。合計しまして7,112万6,424円、1戸当たり単純に割りますと、1,422万5,285円となっております。

次に、2LDKでございます。こちらは2戸でございます。3,114万8,712円、2戸で割りますと1,557万4,356円、1戸当たりになってございます。

続きまして、3DKでございます。こちらは2戸発注してございます。3,209万472円、2で割りますと1,604万5,236円になります。

最後、3LDKでございます。こちらは3戸でございます。5,375万952円、3で割りますと1,791万6,984円となっております。これは全て税込みの金額でございます。建物の建設工事費分ということでございます。

その他、附帯工事費と設計費、工事監理料は別途かかるという内容になってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 戸建ての方で、賃貸で借りられる方もいますし、5年後には買うという、そういう意識を持ってらっしゃる方もいらっしゃると思いますけれども、当初町で計画していたこの、例えば2DKであれば1,422万円の金額は、当初計画していた大体の建物の金額になっているんでしょうか。まずその点お聞きしたいと思います。

あともう一つ、受渡期日が8月29日ということですが、それまでのスケジュール、契約をきちんとしなくてはならないと思いますけれども、私は、集合住宅とはまた違って、戸建ての契約はまた違う契約をする必要があるのかなと思いますけれども、入るまでのスケジュール等教えていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） まず1点目でございます。こちらの金額につきましては、当初、昨年の25年度の年度初め当初は、払い下げを条件にという形で戸建て

住宅については募集をかけさせていただいておりました。その後、昨年4月か5月でしたでしょうか、内容を町のほうで精査しまして、賃貸でも可能と。いわゆる払い下げが条件ではないですよというふうな形で修正をさせていただいて募集を開始したところでございます。その時点で、昨年度、あるいはおととしの段階での戸建ての住宅の仕様等につきましては、まだその段階では大まかな部分、いわゆる構想の部分しか町では作成してございませんでしたので、その時点で幾らぐらいの建物という見込みは正直申しまして立てておりませんでしたので、今回初めて協議会さん等といろいろ調整、協議をさせていただきながら、このような金額で仮契約に至ったということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、今後の契約の手続、いわゆる入居者の方々の契約の手続、流れということでございますが、8月末には完成見込みという流れでございます。既に、戸建て住宅の方々につきましては、仮申し込みまで終わっております。集合住宅とは違って、戸建て住宅につきましてはおおむねほぼ満杯状態で、いわゆる入居する方があらかた決まっているという状況でございます。入居が可能になる時期、ことしの9月ぐらいになるかと思うんですが、入居が可能になる約1カ月ぐらい前に入居される方との本契約の手続をさせていただきまして、その段階で、入居の金額、これは入居の方の収入状況によって変わってきますので、こちらのほうの金額等のお示し、それから具体的な条件の提示、そういったものを含めて、説明会を開きながら、契約を進めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今回、建物の値段がはっきりしましたし、土地の値段も大体わかっていますので、そうすると5年後にどれぐらい買われる方はお金を準備しなくちゃならないかということが、大体目安を立てなくちゃならないのかなと思っていますけれども、そういう部分の説明等もきちんとしていただきたいと思っております。

あと、今回の契約の部分ですけれども、今までの集合住宅と違って犬を飼ってもいいとか、あと敷地内、30坪ぐらいの敷地が戸建てにつきましますけれども、その土地の利用とか、ちょっともろもろ、今までの集合住宅とは違うきちんとした契約をしなくてはならないのかななんて私は若干心配しておりますので、そういう部分は、8月29日の引き渡し前に、1カ月ぐらい前から本契約を結ぶということ

すけれども、これもしっかりと丁寧に行っていただきたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） ご指摘の部分、十分加味しながら、早目に町のほうで準備をしながら、丁寧にご説明をしてみたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） これは推進協議会ということで、これは地元産材の需要拡大を目指すということでできたかと思えますけれども、本町の木材は大体何%ぐらい使用されているのか、12戸に対してですね。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 現在、町内の木材の利用についても積極的に進めたいということで、町から協議会さんをお願いはしている状況でございます。今のところ、何%という具体的な数字はまだちょっとお示しできない状況でございます。それで、材料の確保でございますが、宮城県森林組合連合会さんが協議会さんのメンバーの中に入っております。森林組合連合会さんの中で調整をいただいて、できるだけ地域材料を使っただくようお願いをしているわけでございますが、先日ちょっと打ち合わせをさせていただいた内容によりますと、主に県南の材料、亶理町に限ったものではございませんが、例えば名取市から南のエリアといったところの、いわゆる山元の木材ですね、こういったものを切り出して、製材して、提供したいというふうなお考えがあるようにお聞きしてございます。柱とかはりとか、そういった主要な部分に係る材料につきましては、やはり常日ごろの木材の手入れ、間伐ですとか枝おろしですとか、そういったものの度合いにもよります、使える部材、場所というのがいろいろ専門的にはあるようでございます。そういった中で、亶理町の材料がどれぐらい使えるかということころは、ちょっとまだわからないところでございますが、可能な限り、山の今後の木材等の利用促進という面からも、可能な限り利用をお願いしたいということで、協議会様をお願いしてみたいと考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 9番鈴木邦昭議員。



9 番（鈴木邦昭君） ぜひ亙理町の木も、随分山にいっぱいなっていますので、ぜひ使っ  
ていただければと、このように思います。

それからもう一点、木材の木造住宅といいますと、やはりシロアリというのが十  
分対応しなければいけないのかなと。新しい木にはシロアリというのはつかない  
と思います、生木とかそういった新しい木には。やはりどんどん何年かたつと、  
腐ってきたところからもうシロアリが入ります。その前に、やはりある程度、土  
とか土壌とかそういったところにシロアリ対策とかそういうものはするのかわど  
うかちょっと伺います。

議 長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） その辺の対応につきましては、今回の建設をお願いし  
ます建設推進協議会様の中に、先ほども申し上げましたが森林組合連合会さん、  
いわゆる木材を扱うプロがメンバーとして入っておるわけでございます。

それから、建設する大工の方々、中心となるのが地元の方々でございますので、  
亙理町の気候、風土、いわゆる湿気とかそういったシロアリ対策とか、そういった  
ことも十分熟知しておられる方々が建設していただけるということございま  
す。ご指摘を受けた部分も含めて、町からももう一度、協議会さんに重々対応を  
していただくようお願いしながら、より安全でより快適な公営住宅を建設して  
いただくように、町ともども頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願  
いいたします。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 今回、物品購入という契約なんですけれども、こういう場合、金額  
が2億3,500万円、業者さん、協議会のほうへの支払いというのはどういうふうな  
形になるわけですか。

議 長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 今回の契約は、いわゆる物品購入という契約をとって  
ございます。通常、一般的に建物を建設する場合の工事請負契約であれば、事前  
に前払金ですとか、中間の出来高払いですとか、そういった形で建設工事を請け  
負われる業者の方々の資金繰りの手配も可能になるという形でございますが、こ  
の物品購入の場合は、そのような前払いですとか、出来高払いという制度がござ  
いませぬ。したがいまして、今回協議会様には、特別に事前に金融機関等との協

議をしていただきながら、自己資金で当面は対応をしていただくと。今回のこの12戸の完成検査等を行いまして町で買い取った後に、この12戸分の代金は町から協議会様にお支払いをするという形になってございます。実は、97戸分全てを当初は一括契約ということも考えたんですが、そうなりますと、97戸全部つくった後でないと町から協議会さんにお金が入らないということがございまして、大変資金的には難しいという状況がございました。その辺を考慮させていただきまして、大まかに3つに分割をいたしまして、まずは造成工事が一番早く終わりました吉田地区から建設をしていただいて、12戸が完了した後、町からその分のお支払いをして、次の建設の準備をしていただくと。準備をしていただくといいですか、同時並行で進めるんですが、資金繰りに充てていただくということで、答えとしては全部建設した後に支払うということでご理解いただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 受け渡しまで約4カ月かかるわけですけれども、途中で部材の高騰とか、人件費の高騰も考えられる部分だと思うんですね。そうした場合に、今度は見積もり金額が変わるのかどうか、また変わったときには、入居者に販売する金額がそれに影響されて金額が変わってくるのか、その辺ちょっと伺います。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） これは、今回の木造災害公営住宅の建設、売買契約だけではなくて、昨年度も実施しております復興工事関連全て同じ同様の扱いですが、いわゆる物価上昇、あるいは場合によっては下降する場合もございしますが、そういった物価の変動に応じまして変更契約が締結できる仕組みとなっております。したがって、今回も、この木造の住宅に関しまして、想定外の物価の上昇なりそういったものが発生した場合には、協議会様と協議をさせていただきまして、場合によっては変更契約をさせていただくということで、その際にも議会の皆様にご承認をしていただくということで考えてございます。以上です。

（「売り払いの金額に影響はありますか、入居者に対しての」の声あり）最終的に、何年後になるか未定でございしますが、売り払いする段階での物価の状況、それから経年変化に伴います減価償却分、こういったものを総合的に勘案して、その時点で適正な金額で払い下げをするという形になろうかと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 受け渡しは8月29日になっております。部材の高騰だけで済めばいいんですけども、部材不足等で調達できなかった場合、受け渡しがおくれる、今度入居者に対する引き渡しがおくれるということが懸念されますけれども、これは確実に、当然守っていただかなくてはならない期限ですけれども、この辺に関しては、当局とすれば若干心配な部分があるのかどうか一つと、あと消費税は何%で計算した金額なんですか、5%か8%か。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） まず、消費税から先にご説明しますと、当然のことながら8%で計算した金額になってございます。それから完成時期、いわゆる工期でございますが、やはり議員おっしゃるとおり、今回の災害公営住宅でございますので、やはりスピード、早く建設して住まいを提供することが第一でございます。その辺を協議会様に今回の契約前、昨年度25年10月に基本協定を結ばせていただいておりますが、重々その辺はご説明をさせていただいて、協議会様のほうにあらかじめ資材の手配、そういったものの準備をしておいていただいております。工事のスケジュールでございますが、協議会様から情報提供いただいた内容によりますと、本日の議会でご承認いただければ、ゴールデンウィーク中に早速基礎工事に入ると。そしてゴールデンウィーク明けぐらいからプレカットした木材等の組み立て、棟上げに入っていくというスケジュールで聞いておりますので、おっしゃるとおり、長引けば長引くほど物価の高騰というのは心配になってまいりますので、早く建設するということが重要になってくると。その認識につきましては、協議会様も同じ認識で進んで準備をいただいているというふうに理解しております、以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第40号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第41号 物品購入契約の締結について（平成26年度互理町B&G海洋センタープール（上屋）備品購入事業）

議長（安細隆之君） 日程第7、議案第41号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第41号 物品購入契約の締結について説明いたします。

議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。

物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする、でございます。

事業名につきましては、平成26年度互理町B&G海洋センタープール（上屋）備品購入事業でございます。

契約金額が、912万6,000円。なお、落札率につきましては、97.50%でございました。

契約の相手方につきましては、東京都千代田区内神田二丁目12番12号、日本コムテック株式会社東京支店でございます。

右の9ページ目が資料になります。

見積徴収年月日が、平成26年4月17日。

契約の方法については、随意契約ということで、このB&G海洋センタープールにつきましては、昭和57年度に設置しまして、その後平成7年に上屋の更新を行いまして、今回2回目の更新を行うものでございます。設置当初及び更新については、この日本コムテック株式会社が携わっておりまして、内容を熟知している

こと、それから国内で扱っている業者についてはここだけということで、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約するものでございます。

仮契約年月日が、平成26年4月18日。

購入品目及び数量につきましては、ここに書いています取替用の屋根壁用膜体ということで、図面について、次の12ページに飛びまして、ここに図面上に、天一、ロ、ハ、ニ、妻一イ、ロとかありまして、この記号がそれぞれこの規格といますか、数量に対応するものでございます。天一から天一ハまでがこのそれぞれの枚数でありまして、あと天一ニ、ホ、ヘが片窓無片出入り口用ということで3枚、それから取替用の妻壁用膜体、妻一イ、ロ、窓の2カ所付で2枚、それから取替用の金物部品類ということで、案内用ワイヤーを含む全数ということで一式でございます。

仕様内容については、次の10ページが仕様内容でございます。

受渡期限につきましては、平成26年5月30日。

受渡場所については、亘理町逢隈鹿島字寺前南83番地ということで、現在のB & Gプールの設置場所でございます。

10ページが仕様内容、11ページ目が参考図ということで写真を掲載しております。12ページ目が、今申し上げました膜体上屋の設置用の図面となっております。以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけお願いいたします。

昭和57年に建設されているので約32年が経過しますがけれども、震災前は、このB & G海洋センターのプールを、角田市の方が利用されていたこともありました。ちなみに、利用状況ですけれども、23年は震災でありましたけれども5,387人、これは個人の利用ですね、24年が6,183人というふうに入っておりますけれども、亘理町には現在、町立小学校、中学校以外にプールがあるのは、B & G海洋センターだけだと思いますけれども、この利用をふやすためにどういう努力をされるのか、ちょっと議案と若干ずれますがけれども、答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 議案と違いますので、答弁なしにさせていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第41号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第42号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度互理町立長瀬小学校災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第8、議案第42号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第42号、ご説明を申し上げます。

議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

議案第42号 工事請負変更契約の締結について。

平成25年6月17日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする、でございます。

工事名については、平成25年度互理町立長瀬小学校災害復旧工事でございます。

変更請負金額が、10億6,074万6,990円。1,955万1,240円の増額でございます。

契約の相手方については、阿部建設・阿部工務店特定建設工事共同企業体でございます。

次の、14ページ目が資料となります。14ページをお開きいただきたいと思います。

第3回の変更契約年月日が、平成26年3月3日でございます。

変更理由、工事概要ですが、工事の概要については、ここに記載の変更後の数量になりまして、上の段から理由等についてご説明申し上げますと、まず1点目が、外部及び内部コンクリート躯体の下地に塗装を施す面に関しまして、凹凸のない下地に仕上げ塗装するためにコンクリート躯体について部分補修から全面補修に変更するものが1点でございます。

それから、1階東側特別支援教室3室の南、コンクリート仕上げのテラスがありまして、車椅子利用者の避難時等のテラスの利用を考慮した場合、段差があり通行に支障を来すということで、変更によりまして新たにウッドデッキを設置するものでございます。

それから3点目が、屋体ステージ上の電動スクリーン、これについては震災の影響で片側がすり金物より脱却している状況で、部分修理で再利用を当初計画していましたが、現在、部材が生産中止ということが判明したため、変更により新設によりましてスクリーンを設置するものでございます。

4点目が、外構部分について、敷地西側の町道長瀬浜開墾場線から登下校の確保をするために、変更により門扉を1カ所設置するものと、校舎南側に来賓駐車場を設置するために、校舎南側にフェンスを45メートル変更により新たに設置するもの、それから教職員、屋体利用者及び来賓用駐車場の舗装を、精査の結果、当初計画の浸透性舗装から、通常の再生密粒度アスコンの通常の舗装に変更するものでございます。

あわせて、車どめブロックを80カ所から120カ所にするものと、来賓用駐車場の増設に伴いまして、校舎南側ののり面に擁壁94メートルを変更により設置するものでございます。

それから5点目ですが、当初設計におきまして校舎の屋上、校舎周りの雨水排水処理については、北側の舟入川の複水路に排水する計画でありましたが、現地調査したところ、付近の水田に放流があふれ出す可能性があるということで、その対策としまして、西側の町道長瀬浜開墾場線の側溝に放流することとしたために、変更によりまして、まず12カ所、塩ビ管170メートルの変更により新たに追加するもの。それから、工事概要の一番下の表にあります屋体雨水排水ルートを、北側放流から西側放流へ変更するために、新たにコンクリートます6カ所、塩ビ

管24メートルを追加するものでございます。

それから6点目が、当初設計で校舎西側の避難階段については、照明器具については商用電源利用で検討しておりましたが、精査の結果、夜間災害等で停電になった場合にスムーズに避難が行えないということで、変更により新たにソーラー充電式の照明器具に変更するものでございます。

最後については、当初設計で浸水被害を想定しまして、屋上に高圧受変電設備の変圧器を設置予定としていましたが、今後のメンテナンス、それから環境面を考慮し、変更により省エネタイプに変更するものでございます。

工期につきましては、右の15ページに書いておりますが、平成26年7月31日までということで1カ月間延長するものですが、これまでどおり2学期からの学校再校を予定しているところでございます。

16ページが配置図、17ページが立面図でありまして、この朱書きの部分が今回の変更分となります。以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 今回の変更についてなんですけれども、内外部とも打ちっ放しコンクリの補修と、このようになっております。昨年の6月の定例会の中でなんですけれども、外壁はアクリル積層塗材、積層というのは複層のことをいうのかなとは思っていますけれども、なぜこの打ちっ放しに変更したのかそれを確認したい。

それからもう一点、今回のこの1,950万円、変更契約したわけなんですけれども、この外部打ちっ放しが金額は何%を含むのか、大体何%ぐらいなのか、この打ちっ放しが1,950万円の中に対して、わかったら教えていただきたい。

議長（安細隆之君） 都市建設課専門官。

都市建設課専門官（市川 仁君） 最初の質問でございまして、打ちっ放しに変えたのではなくて、打ちっ放しの状態、凹凸が激しかったので、その分について塗装というか塗り直しをして、壁面を凹凸のない下地に仕上げるということでございます。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 外壁費の割合と申しますと、そこまでちょっと資料等を持っておりませんので、後でお答えしたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。



9 番（鈴木邦昭君） なぜ私、この金額がどのぐらい占めるかと聞いたかといいますと、この打ちっ放しは非常に高いんです。前回の外壁アクリルで持っていけば、こんなのは物価本見ても数千円でできるんですけども、こっちは何万円となるかなと私は思っているんですけども、それはそれでいいです。いいものを使うわけですから、それはそれで結構です。そういうことで確認しました。先ほど凹凸のないものということでフラットのものを使うと思うんですけども、アクリル積層も余り凹凸はないんです。あるのはかえって……いや、そういうことです。以上です。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。7番百井いと子議員。

7 番（百井いと子君） この変更契約の金額も含めて、工事内容を本当に必要か否かを十分に精査した上で、それで変更契約に応じていただきたいと考えております。答えは結構です。

議 長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 答えさせていただきます。

もちろん詳細、今回で最終的な変更になりますけれども、これが必要だということで、実際の最初の設計から比べますと、いろいろこの事業を進めていく中でやはり必要な部分が出てきました。これが最終的な変更になりますし、もちろん必要だから今回変更契約を結ばせていただいたということでご理解いただきたいと思えます。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 工事請負変更契約の締

結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第43号 工事請負変更契約の締結について（平成25年度亶理町立荒浜中学校災害復旧工事）

議長（安細隆之君） 日程第9、議案第43号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第43号 工事請負変更契約の締結について説明いたします。議案書の18ページをごらんいただきたいと思います。

議案第43号 工事請負変更契約の締結について。

平成25年6月17日工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとする、でございます。

工事名が、平成25年度亶理町立荒浜中学校災害復旧工事でございます。

変更請負金額が、15億2,393万8,620円。1,529万8,200円の増額でございます。

契約の相手方については、阿部建設・阿部工務店特定建設工事共同企業体でございます。

次の19ページが資料となりますのでごらんください。

第3回変更契約年月日が、平成26年3月3日。

変更理由、工事概要ですが、先ほどと同じ、変更後の数量が今回の変更の数量となります。これについても先ほどと同様、現地精査の結果なんです、主な変更の内容についてのみ説明させていただきます。

校舎、屋体のピロティー部分の柱、はり、天井につきましては、先ほどと同じコンクリートの打ちっ放し仕上げを当初予定しておりましたが、外部塗装とピロティー、天井、はり型をデザイン上一体と表現したいということから、ピロティーの打ちっ放し部の塗装下地の全面補修、これを5,338平方メートルに変更するものと、ピロティーの天井はり、アクリル性の薄塗塗装仕上げ1,126平米を新たに変更により追加するものがございます。

それから、屋体の1階にある外用のトイレの扉については、当初設計で片開きの

扉の仕様内容としておりましたが、調査した結果、車椅子等の使用者の方が扉の開閉をする際に支障を来すということで、片引きの扉に変更するものです。

それから最後になりますが、浸水被害を想定しまして、先ほどと同様に、高圧受変電設備について、今後のメンテナンス、環境面を考慮しまして、省エネタイプのものに変更するものでございます。

工期については、20ページに記載のとおり、平成26年7月31日まで1カ月延長するものでございまして、これもこれまでどおり2学期からの学校再校を予定しているところでございます。

21ページが配置図、22から25ページまでが各階の平面図で、朱書き部分が今回の変更部分となります。以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） まず23ページの図面にあります㊸のバルコニー、2階3階のバルコニー防水工事なのですが、変更前は防滑シートとっておりますけれども、変更後はウレタン塗膜防水となっております。これは防滑でいくのかどうかお聞きします。

議長（安細隆之君） 都市建設課専門官。

都市建設課専門官（市川 仁君） 防滑シート張りをウレタン塗装防水に変えた部分の話であるかと思いますが、これは防水の能力が、機能が塗膜のほうが高いと、ただシートよりもウレタン塗装のほうが値段は高いんですが、防水上の機能上の話と維持管理上の話をかみ合わせて、このような変更を行ったものでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 私が聞いているのは、防滑にするのかどうか、要するに滑りどめをかけるのかどうかということです。要するに、やはり中学生となりますとふざけて遊んだり、雨が降ると滑ります。このウレタン防水だけでは滑りますので、これはやはり防滑しないと、滑りどめをかけないと、ふざけて遊んでいるときに下に、2階、3階から落ちたなんていったら大変でしょう。それでやるのかどうかということを確認しました。

議長（安細隆之君） 都市建設課専門官。

都市建設課専門官（市川 仁君） 基本的に仕様書で、材料使用承諾を業者側に出させまし

て、総仕上げも全て、現場の監督員と調整してやるということになっています。  
この仕上げの表面の、防滑も含めた仕様が、国交省のほうで標準仕様書が決まっ  
ておりまして、それに沿った仕様で施工するということになっております。以上  
でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今国交省の話出ましたけれども、屋上仕様も国交省仕様でいって  
いるような、アスファルトの上にコンクリありましたね。あれ何ミリぐらいやって  
いるのか、後で聞きに行きますから。国交省はたしか80ミリから100ミリじゃない  
かと思うんです。そういう形でいっていると思うんですが、先般私は、へり標識  
の件、屋上につくるかどうかということは今まで質問してきましたけれども、こ  
れは設置の考えがあるのかどうか伺います。

議 長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（鈴木邦彦君） そういったマークをつけるということで検討しております。以上  
です。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたしま  
す。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 工事請負変更契約の締  
結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第44号 平成26年度亙理町工業用地等造成事業特別  
会計補正予算（第1号）

議長（安細隆之君） 日程第10、議案第44号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第44号 平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。お手元に補正予算の第1号、ご用意いただきたいと思います。

最初に、1ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度亶理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条（歳入歳出予算の補正）、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,697万9,000円とするものでございます。

歳出から説明いたしますので、10ページをお開きいただきたいと思います。

10ページになります、1款1項1目工業用地等造成事業費で今回600万円の増額補正でございますが、現在、亶理中央地区の工業団地におきまして、舞台アグリイノベーション株式会社が工場建設を進めておりまして、企業側からの国の津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を受けるに当たりまして、今建設中の工場部分の用地を先行取得させていただきたいとの申し出がありました。それで、工場部分の面積を確定させるための委託料としまして、用地測量業務委託料600万円を増額補正するものでございます。この増額となる委託料の費用につきましては、相手方の都合により増額となるため、舞台アグリイノベーション株式会社と協議の結果、8ページ目の歳入をごらんいただきたいと思います。その財源といたしまして、4款諸収入として舞台アグリイノベーション株式会社から用地測量業務負担金として、同額の600万円を受け入れるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号 平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 平成26年度亘理町工業用地等造成事業特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。再開は、15時35分といたします。休憩。

午後 3時25分 休憩

午後 3時35分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

議長（安細隆之君） 続いて日程第11、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。議案書26ページにお戻りいただきたいと思っております。

専決処分の承認を求めることについて。

平成26年3月31日、亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

次のページお願いいたします。27ページになります。専決処分書でございます。

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律及び人事院による平成25年8月8日職員の給与等に関する報告並びに人事院規則が改正されたことを踏まえ、当町においても実施することを決定し、亘理町職員の給与に関する条例の一部を

改正する必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたものでございます。

その右のページに、改正条例がございます。

亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

亘理町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加えるということで、加えますのは第14項、平成26年4月1日における号俸の調整でございますが、その内容につきましては、現在、亘理町職員の給与につきましては、平成18年度から公務員と民間の給与水準の格差是正ということから、人事院勧告等によりまして昇給の抑制がされております。民間との給与水準の格差が今般なくなってきたということなどから、今回対象を若年、中堅層の職員に限りまして、国家公務員の給与の改正及び人事院規則の改正がなされております。そのようなことから、本町におきましても同様に、45歳未満の職員に対しまして、1号俸昇給させるための一部改正を行うためのものがございます。

なお、施行日につきましては、平成26年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1点だけお願いいたします。45歳以下ですね、何名いて、全体の職員の何割に当たりますか。約でいいですから。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 今般、対象になりますのが101名おります。45歳未満につきましても168名おるんですけれども、対象が101名ということで、約3分の1に当たります。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第12 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町  
町税条例等の一部を改正する条例）

議長（安細隆之君） 日程第12、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） それでは29ページ、承認第2号についてご説明申し上げたいと思います。

専決処分の承認を求めることについて。

平成26年3月31日、亶理町町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

30ページの専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、法人町民税法人税割の税率の引き下げ、軽自動車税の税率の引き上げ、耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置の創設等の改正が行われたため、亶理町町税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたものでございます。

議案書の31ページをお開き願います。

まず、平成26年度の地方税法の税制改正は、現下の経済情勢等を踏まえまして、



デフレ脱却、経済再生及び東日本大震災からの復興支援の観点から行われたものでございます。この改正は、総務省からの準則に倣い行いました。

亘理町町税条例等の一部を改正する条例。

亘理町町税条例の一部を次のように改正する。

内容については、新旧対照表 2 ページからを参照しながら、亘理町町税条例等の一部改正の要点の 1 ページから、主要な改正点について説明を申し上げたいと思います。

まず、第 1 条関係でございます。

初めに、条例第23条第 2 項町民税の納税義務者等でございますが、法人税法において外国法人の恒久的施設の定義が新設されたものでございます。外国法人の課税所得の範囲が恒久的施設の有無に応じて見直されまして、恒久的施設となる事務所または事業所、これは支店というふうに置きかえてください、を有する外国法人が納税義務者となる改正でございます。施行日は、平成28年 4 月 1 日ということでございます。

続きまして、条例第34条の 4 法人税割の税率ですが、税率を12.3%から9.7%の2.6%を引き下げる改正です。これは法人住民税法人税割の一部を、新たに創設する地方法人税として国税で賦課徴収を一旦します。そして全額を、地方交付税の原資化とするものでございます。地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差を縮小するという措置でございます。施行日は、平成26年10月 1 日となっております。

その下の、条例第48条法人町民税の申告納付です。第 2 項は、法人税法におきまして、外国法人の日本と第三国の両方から二重課税の排除ということでございます。そのために外国法人に係る外国税額控除が規定されております。

第 5 項は、恒久的施設を有する外国法人の確定申告義務の規定が、それぞれ新設されたことに伴う改正でございます。施行日は、平成28年 4 月 1 日となっております。これは二重課税を排除する仕組みということでございます。

その下の下の、第57条をお願い申し上げます。第57条固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告でございます。及び条例第59条固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産税の所有者がすべき申告でございますが、これは子ども・子育て支援法が施行されることから、児童福祉法

の規定に小規模保育事業の用に供する施設、そして認定こども園が追加されたため非課税とする所要の改正を行うものでございます。施行日は、平成27年4月1日でございます。

続きまして、一番下の条例第82条第1号から第3号軽自動車税の税率でございますが、これは昭和59年度以来の税率の改正になります。軽自動車と小型自動車との格差を是正し、負担の公平化を行うものでございます。6ページの別紙をちょっと参照をお願いしたいんですが、上のほうから、第1号の原動機付自転車、第2号のイの小型特殊自動車、第3号の一番下でございますが、小型二輪は1.5倍の最低2,000円に引き上げられます。そして、平成27年度分からの新税率の適用ということでございます。そして真ん中の第2号のアの軽自動車の税率でございますが、自家用が1.5倍、営業用が1.25倍に引き上げられます。平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けるものから新税率が適用されるということでございます。そして、一番右側になりますが、平成27年の4月1日以後に、一番右側の重課分という部分でございますが、平成28年度分からは、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等については、環境性能の観点から、20%ほどプラスした重課税を行うというふうになっております。施行日は、平成27年の4月1日でございます。

戻っていただきまして、2ページの一番上の附則第4条の2公益法人等に係る町民税の課税の特例でございますが、公益合併法人、これは公益法人が合併したという意味でございますが、非課税財産等を有する公益法人から合併により資産の移転を受けた場合は、届け出を行うことで非課税特例の継続適用規定の新設に伴う改正ということでございます。施行日は、平成27年1月1日でございます。

続きまして、附則第8条第1項になります。4つほど飛ばしていただきまして、これは肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例になります。肉用牛の売却による農業所得の課税のところでございますが、免税措置等の適用期限を平成27年度までから、平成30年度まで3年間延長されるということから改正するものでございます。施行日は、平成26年4月1日となっております。

続きまして、附則第10条の2でございます。これは法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございますが、第1項、第2項、第4項は新設になります。これは、公害防止のために設置された施設の固定資産税の課税標準の特例割

合を町税条例のほうで定めなさいということで、わがまち特例という名前と呼ばれております。第1項は、大気汚染防止法に規定する指定物質の排出抑制施設を2分の1、第2項は、土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出抑制施設を2分の1、第4項は、ノンフロン製品といたしまして、業務用の冷蔵・冷凍機のことでございます。これは4分の3の課税標準とする特例でございます。施行日は、26年の4月1日となっております。

それで、一番下の附則第10条の3第9項新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、これは新設になりまして、防災のため、病院、店舗など不特定多数の方が利用する既存建築物につきまして、一定の耐震改修が行われた場合、固定資産税2年度分を2分の1に減額する特例措置で、申告内容を定めておる改正でございます。施行日は、平成26年4月1日となっております。

めくっていただきまして、3ページでございます。

附則第16条軽自動車税の税率の特例、これも新設でございます。先ほど第82条のほうで説明申し上げました、平成28年度分から、初めて車両番号の指定を受けて13年を経過した軽四輪車等については、環境性能の点から20%の重課税を行うという規定でございます。施行日は、平成28年4月1日となっております。

その下の、附則第17条の2第1項、第2項、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございますが、法に基づく区画整理等のための長期譲渡所得については軽減税率が適用されるということございまして、平成26年度までから平成29年まで3年間延長するということが定められた改正でございます。施行日は、26年4月1日となっております。

その下の下の下ですが、附則第21条の第2項、これは旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告でございます。特例民法法人から一般社団法人等に移行した法人が設置する施設につきまして、5年間の移行期間が過ぎたということで、その特例期間を5年間で終わらせるということから、非課税措置の継続を廃止するため削除するということの改正でございます。施行日は、平成26年4月1日でございます。

次ページの、改正条例の附則5ページにつきましては、今まで説明してきた改正分についての施行期日、施行年月日となっておりますので、省略させていただきます。

ます。

そして最後になります、7ページでございますが、ここは固定資産の特例関係の改正によりまして、亘理町の都市計画税の一部が改正されまして、公害防止施設に係る課税標準の特例措置を都市計画税もあわせて改正するという仕様の変更でございます。施行日は、26年4月1日となっております。

以上で、承認第2号の説明を終わります。以上でございます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今説明ありました要点の6ページですけれども、現在の数字でいいんですけれども、第1号、第2号、第3号、それぞれ何台あるのか述べてください。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 25年度の実績でお答えしたいと思います。25年度は、全課税件数は1万2,873台でございます。それで第1号の部分につきましては1,560台、第2号のアは9,708台、そして一番下の27年度から新税率を適用する部分が1,605台でございます。この合計が1万2,873台となっております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。それで、第2号の軽自動車及び小型特殊自動車のうちのアの四輪以上ですね、この中の乗用のものの営業用と自家用、それぞれ何台だったのか答弁をお願いします。乗用のものの、営業用、自家用の台数、何台なのか教えてください。

議長（安細隆之君） 税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） アの部分でございますが、ここの部分は営業用が47台でございます。そして自家用のものが9,670台でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第13 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（亶理町  
企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

議長（安細隆之君） 日程第13、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（佐藤邦彦君） 41ページをお開き願いたいと思います。

専決処分の承認を求めることについて。

平成26年3月31日、亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をした。

よって同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。

42ページの専決処分書を朗読します。

専決処分書。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が平成26年3月31日に公布され、基本計画の同意の日を平成28年3月31日まで適用が受けられるように改正されたため、亶理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたものでございます。

議案書の43ページをお開き願います。新旧対照表は34ページになります。

亙理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例。

亙理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改めます。これは、企業立地促進法の適用期間が2年間延長されたことに伴う改正でございます。平成28年3月31日までに基本計画が同意され、起算して5年を経過する日まで、法に基づく対象施設を設置した事業所の固定資産税を3カ年分免除するものでございます。施行日は、平成26年4月1日でございます。

以上で承認第3号の説明を終わります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第14 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（亙理町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議長（安細隆之君） 日程第14、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、専決処分の承認を求めることについてのご説明をいたします。議案書44ページでございます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

平成26年3月31日、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって同条第3項の規定により、その承認を求めるものでございます。

続いて、45ページをお開きいただきたいと思います。専決処分書を読み上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、国民健康保険税において引用する政令が改められたことにより、亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分するものでございます。

46ページ、条例でございます。

亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

亶理町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するというところで、今回の亶理町国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分に当たりましては、平成25年12月13日公布、施行されました持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律により、地方税法施行令が本年3月31日に公布されたことに伴う改正でございまして、医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保を図るため、低所得者の保険料の負担軽減を図るものと、賦課限度額の上限を引き上げる改正を行うものが主なものでございます。4月1日からという施行であることから、専決させていただいたものでございます。

では、改正する条文につきましては新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表の最後のページの2枚目、35ページを見ていただきたいと思います。

初めに、第2条課税額の第3項でございますが、後期高齢者支援金等課税額の上限額を現行の「14万円」から「16万円」と2万円引き上げ、第4項につきましては、介護納付金課税額の上限額を現行の「12万円」から「14万円」と2万円引き上げるための改正でございます。

続きまして、第18条、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収につき

ましては、36ページになりますが、引用する地方税法施行規則の条文が「第24条の37第1項」から「第24条の36」と改正されたために、改正するものでございます。

続きまして、第23条、国民健康保険税の減額の本文でございますが、第2条第3項、第4項と同様、後期高齢者支援金等課税額の上限額を「14万円」から「16万円」と2万円引き上げ、介護納付金課税額の上限額を「12万円」から「14万円」と2万円引き上げるための改正でございます。また、第2号につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるため被保険者の数に世帯主を含めるとするための改正であり、第3号につきましては、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げるため被保険者の数に乗すべき金額を現行の「35万円」から10万円引き上げ「45万円」とするための改正でございます。

議案書46ページに戻っていただきまして、附則第1項（施行期日）、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第2項（適用区分）、改正後の互理町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例とするものでございます。

以上で説明を終えさせていただきます。よろしくご承認願いたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 国民健康保険税は、医療の部分、後期高齢者支援金、介護納付金から構成されております。今回は、今説明ありましたけれども、後期高齢者支援金が14万円から2万円上がって16万円、介護納付金が12万円から2万円上がって14万円というふうになります。この2万円上がることによって、それぞれ何世帯が対象になるのかわかれば教えてください。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） まだ26年度分の課税の把握はしてございませんので、25年度分での課税した状況で回答させていただきたいと思います。後期高齢者支援金につきましては155世帯、介護納付金でございますが、こちらについては60世帯に影響があったものと捉えております。以上でございます。



議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第15 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度亘理町一般会計補正予算（第11号））

議長（安細隆之君） 日程第15、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは続きまして、承認第5号を説明いたします。議案書の47ページをお開きいただきたいと思います。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

平成26年3月31日、平成25年度亘理町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、承認を求めるものでございます。

右の48ページが、専決処分書でございます。

専決処分書。

平成25年度亘理町一般会計補正予算（第11号）については、歳入における地方交付税外各種交付金、災害廃棄物処理費補助金等の確定、歳出における防災集団移転促進事業費等の確定、並びに東日本大震災に係る事業等において繰越明許費の

追加や債務負担行為の変更など補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

それで、内容について説明させていただきますので、平成25年度互理町一般会計補正予算書（第11号）を使ってご説明させていただきます。

最初に、1ページ目をお開きいただきたいと思います。

平成25年度互理町一般会計補正予算（第11号）は、次の定めによるということで、第1条（歳入歳出予算の補正）、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16億735万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ458億654万2,000円とするものでございます。

第2条（繰越明許費の補正）、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条（債務負担行為の補正）、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条（地方債の補正）、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるものでございます。

初めに、歳出のほうから説明申し上げますので、23ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきましては、全般的なことを申し上げますと、補正額がゼロになっている部分がございます。これについては、各事業費及び国費、県費の補助金、さらには各種基金繰入金等が確定したことに伴いまして、財源の状況の組み替えを行ったものでございまして、その辺については個別の説明を省略させていただきたいと思います。

初めに、2款総務費1項5目財産管理費ですが、これについては役場庁舎、仮設庁舎のプレハブリース料でございまして、精算の結果270万円減額補正するものでございます。

12目の基金管理費1億8,980万4,000円の増額補正ですが、24ページの説明欄にございますが、7の震災復興基金寄附金の72万9,000円につきましては、震災関連分といたしまして頂戴しました寄附金を震災復興基金に積み立てるものと、8の東日本大震災復興交付金基金費1億8,907万5,000円につきましては、水産業共同利

用施設復興整備事業、いわゆる漁具倉庫の442万4,000円から下から3段目の商業施設集積事業2,171万4,000円までが、復興交付金事業といたしまして第8回目に復興庁から承認を受けた交付金を基金に積み立てるものと、災害公営住宅整備事業の精算返還金分26万8,000円と、防災集団移転先団地土地売却収入分8,125万2,000円につきましては、いずれ国に対しまして返還するため、今回基金に積み立てを行うものでございます。

次に、25ページをお開きいただきたいと思えます。

3款民生費3項1目災害救助費2,680万円の減額補正でございますが、右の説明欄にございますように、災害援護資金貸付金におきまして、貸付金の確定による補正でございます。

6款農林水産業費3項3目復興事業費2,111万8,000円の減額補正ですが、これも右の説明欄にございますように、地域資源活用総合交流施設整備事業、いわゆる水産センターの整備にかかわる事業費の確定によるもので、委託料、施工管理業務委託料が42万円の減額、工事請負費が2,069万8,000円を減額補正するものでございます。

次に27ページをお開きいただきたいと思えます。

8款土木費4項6目復興事業費で12億9,747万7,000円の減額補正ですが、内訳としまして右の説明欄ですが、5の災害公営住宅整備事業費2億4,000万円の減額補正につきましては、災害公営住宅の建築設計業務及び用地の確定測量の委託料の確定によります補正するものでございます。8の防災集団移転促進事業費7億6,396万4,000円の減額補正につきましては、これも事業費の確定によるものでございまして、用地の売買契約にかかわる印紙代等の額の確定により、役務費が26万8,000円減額するものと、委託料につきましては事業管理業務、それから調整池の設計業務と用地の確定測量業務費の確定によりまして1,000万円減額するものと、工事請負費につきましては、移転元地の瓦れきの処理事業費、宅地造成費、上下水道整備費などの請負工事費の確定によりまして1億2,500万円減額するものでございます。公有財産購入費につきましては、移転元地の買い取り額の確定によりまして6億2,510万4,000円減額補正するものと、補助金につきましては、移転補助の補助金の額の確定によりまして586万2,000円減額補正するものでございます。補償費といたしまして、電力柱の移設や携帯電話の基地局の移設の補償額

の確定によりまして227万円増額補正するものでございます。9の被災宅地復旧支援事業費214万7,000円の減額補正につきましては、津波対策住宅工事助成金の額の確定によりまして補正するものでございます。10の住宅・建築物安全ストック形成事業費7,027万円の減額補正ですが、災害危険区域内の移転者支援として、建物建設等に対する利子補給の補助金の額の確定に伴います、今回減額補正するものでございます。11の復興まちづくり総合支援事業費1,015万2,000円の減額補正と33の住宅再建業務コーディネート事業費181万5,000円の減額補正につきましても、それぞれ事業費の確定により補正するものでございます。28ページの最下段になりますが、47の津波浸水区域支援事業費2億912万9,000円の減額補正につきましては、危険区域外の被災者の町内での住宅再建や修繕を行うための補助及び移転費の補助金等で、これらも事業費の確定に伴いまして補正するものでございます。

次に、29ページをお開きいただきたいと思います。

11款災害復旧費3項2目公立学校施設災害復旧費につきましては、国庫負担金における補助負担率のかさ上げによりまして国支出金、一般財源の組み替え6,308万6,000円を行うものでございます。それから、4項1目災害廃棄物処理費につきましては、委託料としまして瓦れき運搬と宮城県に委託しました瓦れき処理費等の事業費の確定によって4億4,832万7,000円を減額補正するものでございます。

次に、31ページをお開きいただきたいと思います。

公債費につきましては、一時借入金の借り入れを行わなかったことによります利子分を74万円減額補正するものでございます。

次に、歳入について説明申し上げます。11ページお戻りいただきたいと思います。

歳入でございますが、初めに、2款地方譲与税166万2,000円の減額補正から、次の13ページになります7款自動車取得税交付金370万6,000円の減額補正までは、額が確定したことによりましてそれぞれ減額及び増額の補正をするものでございます。それぞれの額につきましては、県のほうから示された金額となっております。

9款地方交付税9,782万6,000円の増額補正ですが、14ページの説明欄を見ていただきたいと思います。特別地方交付税1億487万6,000円の増額につきまして

は、3月末に交付額が確定したことによる増額補正でございます。震災復興特別交付税705万円の減額につきましても、3月に25年度の交付額が確定したことによる補正でございます。

13款の国庫支出金1項4目災害復旧費負担金6,386万8,000円の増額補正でございますが、公立学校施設災害復旧費負担金として、従来事業費の3分の2の、パーセントで示しますと66.7%の基本負担率でありましたが、今回、国のほうから負担率88.2%ということで、21.5%の負担金のかさ上げの決定を受けたことから、そのかさ上げ分といたしまして6,386万8,000円を補正するものでございます。

次に、15ページをお開きいただきたいと思います。

3目土木費国庫補助金1億40万3,000円の増額補正ですが、右の説明欄にございます災害公営住宅駐車場整備事業交付金から商業施設集積事業交付金まで、第8回目の交付金申請で認められたそれぞれの事業費の確定による補正でございます。6目災害復旧費国庫補助金3億6,592万円の減額補正につきましては、説明欄にございますように、災害廃棄物、いわゆる瓦れき処理が完了しまして、事業費が確定したことによります補正でございます。8目の農林水産業費国庫補助金715万2,000円の増額補正につきましては、水産業共同利用施設復興整備事業交付金442万4,000円、復興事業に係る資材運搬路補修事業交付金272万8,000円の増額で、先ほどの説明と同様、8回目の交付金申請で認められたそれぞれの事業費の確定による補正でございます。

14款の県支出金、合計で4,093万5,000円の減額補正でございますが、これも同様、右の説明欄のそれぞれの事業費の確定に伴う補正でございます。

15款の財産収入、1項1目財産貸付収入については、今回、防災集団移転先団地の土地建物貸付収入としまして、吉田の上塚団地の貸付収入の額の確定によりまして5,000円増額補正するものでございます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

1目の不動産売払収入としまして、防災集団移転先団地の南河原、上塚団地の2団地の土地の売払収入の額が確定したことによりまして9,285万8,000円増額補正するものでございます。

16款1項1目寄附金につきましては、103万9,000円の補正でございまして、東日本大震災復興資金として11件、72万9,000円、民生費資金として4件、15万円、衛

生費資金として2件、3万円、商工費資金として2件、2万円、教育費資金として4件、11万円、それぞれ貴重な浄財を頂戴しております。心より御礼申し上げる次第でございます。

次に、17款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、各事業の確定によりまして3億4,459万9,000円減額補正するものでございます。10目の震災復興基金繰入金につきましては、東日本大震災復興基金事業繰入金としてここに記載の、東日本大震災亘理町合同追悼式開催事業から巡回小劇場等開催事業までの事業費の確定によりまして、合計で2億4,876万円を減額補正するものでございます。12目の東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましても、事業費の確定によりまして減額補正するもので、説明欄に記載の基幹事業として、地域資源活用総合交流施設整備事業から、次の19ページをお開きいただきまして、右の説明欄の復興まちづくり総合支援事業761万4,000円の減額までと、それとあわせまして効果促進事業として、住宅再建業務コーディネート事業の145万2,000円までの合計9億5,389万6,000円を減額補正するものでございます。そして、特別会計繰入金として1,493万3,000円の増額補正につきましては、国土交通省施工の阿武隈川河川堤防改修工事に伴い、下水道管の移設の補償費が確定したことによりまして公共下水道事業特別会計繰入金として1,493万3,000円増額補正するものでございます。

19款4項1目雑入につきましては、亘理名取共立衛生処理組合負担金返還金100万5,000円の減額補正については、負担金の精算によりまして補正するものと、災害公営住宅整備事業委託料返還金30万6,000円の増額補正につきましては、平成24年度に宮城県に支出しました整備事業委託料につきまして、事業費精査の結果返還金が発生したことから補正するもので、雑入合計で69万9,000円減額補正を行うものであります。5項1目農林水産業費受託事業収入611万9,000円につきましては、右の説明欄にございますように、地域資源活用総合交流施設整備事業受託工事収入ということで、水産センターに整備予定であります2階の漁協事務所、3階の地震・津波観測局舎の整備に伴いまして、それぞれの団体からの受託工事額の確定に伴い611万9,000円減額補正するものでございます。

20款町債1項4目土木債3,000万円の減額と、5目10万円の減額ですが、災害公営住宅整備事業、それから消防施設整備事業の事業費が減額になったことに伴い、起債についてもあわせて減額補正するものでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

全て追加でございまして、事業名で申し上げますと、表の上段の互理町集会所建設事業補助金2,880万5,000円から、次の6ページの荒浜中学校プール災害復旧事業68万円までの28事業について、それぞれ26年度に繰り越しを行うものでございます。

続きまして、「第3表 債務負担行為補正」でございます。変更としまして2件、水産センター関係で、工事につきましては変更前の限度額3億4,712万7,000円から3億6,782万5,000円に変更するものと、工事の監理業務委託料の限度額を676万8,000円から718万8,000円に変更するものでございます。

最後に、「第4表 地方債補正」でございます。変更でございまして、起債の目的については、災害公営住宅整備事業債ですが、限度額5億2,410万円を4億9,410万円へ、それから消防施設整備事業債370万円から360万円にそれぞれ変更するものでございます。なお、起債方法、利率、償還方法については補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 26ページ、3款3項1目21節、25年度は何件で、金額でどのぐらいの予算化されていたのか、そして今回2,680万円減額しますけれどもこれは何件に当たるのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） 当初予算につきましては、1億6,400万円という件数を立てていたんですけれども、実際25年度につきましては48件、1億3,720万円という貸付金額になっております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 次、28ページの8款4項6目の9、先ほどと同じなんですけれども、これについても25年度は予算が何件で金額はどのぐらい予算化されていたのか、そして減額が214万7,000円、これは何件なのかをお願いいたします。

あともう一点、同じページ28ページ、8款4項6目10、19節の②、これも25年度

何件予算化されて金額は何件予算化されたのか、減額は7,027万円ですね、これは何件減額されているのか、答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） まず、8款4項のほうなんですけれども、214万7,000円の減額につきましては、当初50件を見込んでおりました。現在、実際につきましては11件の利用実績ということで285万2,141円ということで、確定した部分を減額しております。

続きまして、8款4項6目の7,000万円の減額のほうなんですけれども、こちらにつきましては、当初1億6,700万円という予算を組んでおまして、トータルでこちらにつきましては55件ぐらいをもくろんでいたんですけれども、実際につきましては22件、金額で9,672万5,000円という金額になってございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 5ページ繰越明許費についてですけれども、28件もの追加の繰り越しなんですけれども、私が言うまでもありませんけれども、会計年度独立の原則があります。会計年度独立の原則、これは2つがあって、当該年度の歳出については当該年度の歳入で賄うというのがまず第1点目、第2点目は当該年度の歳出は年度内に執行すると。繰越明許費はこれの例外だと。あくまでも例外なんです、繰越明許費というのは。あくまで例外であります。大震災でいろいろあるとは思いますが、それで、繰越明許費については、翌年度、ですから27年度には事故繰越ができる法律ができるんですけれども、さっき言いましたけれども、あくまでも繰越明許費というのは例外だと、例外だから取り扱い処理するときには慎重に処理しなければだめだと、簡単に繰り越すことはできないという会計年度独立の原則であります。今後、どういうふうに対応されるのか。資材不足とかいろいろありますよ、ありますけれども、こういう会計年度独立の原則があるので、それを貫く必要があると思いますけれども、その点についてどうですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 鞠子議員おっしゃるように、2カ年度について事故繰越ということで、天候とか特例で事故繰越というのが認められておりますが、やはり繰越については次年度で完結ということで、先ほども関係課のほうからも話があり



ましたように、資材等についても確保、それから人材等の確保ということで、繰り越しについて単年度の繰り越しでということで、これらの事業についても、各事業課のほうで完了していく予定で上げておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第16 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））

議長（安細隆之君） 日程第16、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、承認第6号。議案書の49ページをお開きください。読み上げさせていただきます。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。

平成26年3月31日、平成25年度互理町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求める。

次のページ、専決処分書を読み上げます。

平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）については、歳入における下水道管移設補償費の確定及び歳出における一般会計繰出金等の確定、並びに社会資本整備事業費等における繰越明許費の追加から補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

続きまして、公共下水道事業の特別会計の補正予算書をごらんください。

まず、1ページをお開きいただきます。

承認第6号 平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

平成25年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,493万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億403万8,000円とする。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、4ページの「第2表 繰越明許費補正」による。

それでは、歳入からご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きください。

6款2項1目雑入1,493万3,000円の増額補正でございます。今回の補正につきましては、国土交通省が施工する一級河川阿武隈川下流改修河口部の災害復旧の阿武隈川堤防復旧事業に係る下水道管移設補償費の額の確定によるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。11ページ、12ページをお開きください。

1款1項1目1,493万3,000円の増額補正でございますが、一般管理費で一般会計への繰出金でございます。

2款1項1目社会資本整備事業費及び5款1項1目下水道施設災害復旧費につきましては、事業精査によります財源内訳の変更によるものでございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。戻りまして、4ページをお開きく

ださい。

「第2表 線越明許費補正」、表の上から読み上げさせていただきますけれども、下水道事業費の早川地区污水管布設工事694万4,000円から下の下大畑地区の污水管渠災害復旧工事までの合計9件で、8,628万6,000円でございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 12ページ、5款1項1目13節と15節、予算を組み替えてゼロになっていますが、これはなぜこういう組み替えをしたんですか。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 5款1項1目につきましては、まず委託料でございますけれども、委託料の設計業務委託の分の事業費がマイナスになってございます。その分を工事費の設計の増額変更に充てているものでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もう一点だけお願いいたします。4ページの中の亘理第2-1、亘理第5-1、亘理第5-2、これはどこのところ、場所的にはどこですか。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） まず、亘理第2-1号污水枝線付帯工事でございますけれども、こちらは場所は高屋地区でございます。高屋本線、JAの高屋の倉庫、公会堂のある通り、これが高屋本線という通りでございますけれども、その通りの1本東側の通り、町道名でいいますと未申倉東線という路線の56メートル分の工事でございます。

続きまして、亘理第5-1号污水幹線（その2）工事でございますけれども、こちらは浜吉田地区、浜吉田の踏切の東側の部分の幹線の工事でございます。

同じく、亘理第5-2号污水枝線（その2）工事でございますけれども、こちらにつきましては、同じく浜吉田地区、こちらが防災集団移転の吉田の上塚団地までの、県道から上塚団地までの部分の施工箇所というところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第17 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度亘理町水道事業会計補正予算（第5号））

議長（安細隆之君） 日程第17、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案書の51ページをお開きください。読み上げさせていただきます。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて。

平成26年3月31日、平成25年度亘理町水道事業会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により、その承認を求める。

続きまして、52ページ、専決処分書を読み上げさせていただきます。

平成25年度亘理町水道事業会計補正予算（第5号）については、収入における水道管移設補償費の確定から補正予算の必要が生じたが、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

続きまして、水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

承認第7号 平成25年度亘理町水道事業会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

第1条、平成25年度亘理町水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額は、次のとおり補正する。

収入、第1款第2項工事負担金、既決予定額4,648万7,000円に924万7,000円を追加し5,573万4,000円とするものでございます。

それでは2ページ、3ページをお開きください。

資本的収入、1款2項1目工事負担金の924万7,000円の追加補正につきましては、国土交通省が施工する一級河川阿武隈川下流改修河口部の災害復旧の阿武隈川堤防復旧事業に係る荒浜地区水道管廃止に伴う工事負担金額の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件を採決いたします。

本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、承認第7号 専決処分の承認を求めることについての件は、承認することに決定いたしました。

日程第18 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第19 報告第7号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

- 日程第20 報告第8号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第21 報告第9号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第22 報告第10号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第23 報告第11号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第24 報告第12号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第25 報告第13号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第26 報告第14号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（安細隆之君） 日程第18、報告第6号 専決処分の報告についてから、日程第26、報告第14号 専決処分の報告についての以上9件は、関連がありますので一括議題といたします。

なお、会議規則第8条第2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合により会議時間をあらかじめ延長いたします。

それでは、報告第6号から報告第14号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、報告第6号から報告第14号まで、一括して説明させていただきます。

最初、報告第6号、議案書の53ページをお開きいただきたいと思います。

報告第6号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）でございます。

平成26年2月21日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

54ページ目が専決処分書になります。

平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（吉田舟入北団地）宅地整備工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分するものでございます。

次の55ページ目が資料になります。

平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（吉田舟入北団地）宅地整備工事（復交）でございます。

第2回変更契約年月日が、平成26年2月21日。

変更請負金額が、2億2,890万円、418万8,450円の増額でございます。

契約の相手方が、太田工務店・岩佐組・勝田組復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

工事概要、変更理由につきましては、ここに記載のとおりでありまして、当初設計におきまして調整池の築造について、掘削土砂の埋め戻し材ということで流用土を予定しておりましたが、現地精査の結果、地耐力が保てないということで、残土として変更により搬出することとし、この数量で変更するものです。それから当初設計で、自由勾配側溝995メートル施工予定でしたが、出来高精算の結果、9メートル減の986メートルにするものでございます。

工期については、平成26年3月25日に変更したものでございます。

56ページが位置図、57ページが平面図となります。

続いて報告第7号、58ページになります。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）です。

平成26年2月21日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書が次の59ページになります。

平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（吉田南河原団地）宅地整備工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

資料については、隣の60ページになります。

工事名が、平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（吉田南河原団地）宅地整備工事（復交）でございます。

第2回変更契約年月日が、平成26年2月21日。

変更請負金額が、2億8,334万3,550円。333万4,800円の増額です。

契約の相手方が、渡辺工務店・芦名組・丸福建設復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

工事概要は、ここに記載のとおりでありまして、南河原団地の開発区の境におきまして、区域外ののり面保護の必要が生じたことから、今回変更によりましてのり面整形を新たに施工するもの、それから工事の施工上、既設道路を掘削する必要が生じたため、町道管理者である都市建設課と協議の結果、道路の路盤、それから舗装工を当初の2,261平米から2,373平米に増嵩するものでございます。

工期については、平成26年3月7日に変更するものあります。

61ページ目が位置図、62ページが平面図で、朱書き部分が今回の変更部分となります。

続いて、報告第8号、63ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成26年2月21日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書が64ページになります。

平成25年度亘理町災害公営住宅（下茨田）整地工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

次の65ページが資料となります。

工事名が、平成25年度亘理町災害公営住宅（下茨田）整地工事（復交）です。

第3回変更契約年月日が、平成26年2月21日。

変更請負金額が、1億309万7,400円、24万450円の増額です。

契約の相手方については、阿部工務店・結城組・勝田組復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

工事概要、変更理由については、敷地の接道部の東側の町道狐塚線の側溝部分におきまして、災害公営住宅の建築工事との設計協議の結果、今回、整地工事での施工となったために、変更によりまして横断側溝11.8メートルを新たに追加する



ものと、電柱箇所を切り直し施工によりましてこの内容を精査したところ、当初設計231メートルから236.7メートルに変更するものでございます。

工期については、平成26年3月28日までに変更したものです。

66ページが位置図、67ページが平面図になりまして、朱書き部分が今回の変更部分となります。

続いて、報告第9号、68ページをごらんください。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成26年3月12日、工事請負の変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書が、次の69ページになります。

平成25年度地域資源活用総合交流施設（復交）新築工事について、工事請負変更契約を締結する必要性が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、専決処分したものでございます。

隣の70ページが資料となります。

工事名が、平成25年度地域資源活用総合交流施設（復交）新築工事です。

変更契約年月日が、平成26年3月12日。

変更請負金額が、3億9,219万5,520円、339万5,520円の増額です。

契約の相手方については、阿部工務店・田中建材輸送、平口建設復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

工事概要については、ここに記載の数量の変更になりますが、理由につきましては、いわゆる水産センターの新築工事に当たりまして、現地調査を行った結果、建築の確認申請に係る外部階段と柱の補強、一部の配筋方法の変更、3階の電算室の機器レイアウト変更にかかわります間仕切り壁、建具の変更によりまして、建築工事の躯体コンクリートから石こうボードまでのそれぞれの工程の工種の数量の変更と、一番下段になりますが、地下水が高いことが判明したために、地下水排水工としましてウエルポイント排水を変更により新たに追加するものと、先ほど申し上げました、次のページになりますが、3階の電算室の機器レイアウトの変更によりまして、電気機械設備の照明器具から警備配管ケーブルまでの数量の変更を行ったものでございます。

なお、工期については変更はございません。

72ページが地下排水工のウエルポイントの計画図、73ページが3階平面図の詳細図、74ページが各階のはりの伏せ図の添付をしておりますので、あとご参照いただきたいと思えます。

続きまして、報告の第10号、75ページになります。

報告第10号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成26年3月31日、工事請負の変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分書が76ページになります。

平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）宅地整備工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要性が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、専決処分したものでございます。

次の77ページが資料となります。

工事名が、平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（荒浜中野団地）宅地整備工事（復交）です。

第4回変更契約年月日が、平成26年3月31日。

変更請負金額が2億6,060万7,480円、117万2,430円の増額でございます。

契約の相手方が、八木工務店・阿部工務店特定建設工事共同企業体でございます。

変更理由につきましては、荒浜中野団地宅地整備工事におきまして、使用する材料の入手が困難となりまして、工事の進捗に遅延が生じたため、ここに記載の工期を平成26年3月31日から平成26年4月25日までに延伸するものでありまして、これにあわせまして、消費税の改正に伴います増額をするものでございます。

78ページが位置図となりますのでご参照ください。

続いて、報告第11号、79ページになります。

報告第11号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成26年3月31日、工事請負の変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

80ページが専決処分書になります。

平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第1工区）宅地整備工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、専決処分したものでございます。

次の81ページが資料となります。

工事名が、平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第1工区）宅地整備工事（復交）でございます。

第3回変更契約年月日が、平成26年3月31日。

変更請負金額が、3億4,680万600円、88万3,350円の増額です。

契約の相手方が、阿部春建設・小野工務店・北紘建設復旧・復興建設工事共同企業体です。

これについても、変更理由については、復興事業によります需要の拡大に伴い、コンクリートの2次製品等の納期の時期に遅延が生じたということで、工期を平成26年3月31日から5月30日までに延伸するものとあわせまして、消費税の改正に伴います増額を行ったものでございます。

隣の82ページが位置図となりますのでご参照ください。

続きまして、報告第12号、83ページをごらんいただきたいと思います。

報告第12号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成26年3月31日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものです。

84ページが専決処分書になります。

平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第2工区）宅地整備工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

次の85ページが資料となります。

工事名が、平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第2工区）宅地整備工事（復交）です。

第3回変更契約年月日が、平成26年3月31日。

変更請負金額が、5億906万760円、107万3,910円の増額です。

契約の相手方については、千石建設・宮城林産・木村建設復旧・復興建設工事共同企業体です。

これについても、変更理由については、使用する材料の入手が困難となりまして工事の進捗に遅延が生じたために、工期を平成26年3月31日から平成26年5月30日まで変更するものとあわせまして、消費税の改正に伴いまして増額するものがございます。

86ページが位置図となりますのでご参照ください。

続いて報告第13号、87ページになります。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）です。

平成26年3月31日、工事請負の変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものです。

専決処分書が88ページになります。

平成25年度亘理町災害公営住宅（上浜街道）整地工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要性が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものでございます。

資料については89ページになります。

工事名が、平成25年度亘理町災害公営住宅（上浜街道）整地工事（復交）です。

第4回変更契約年月日が、平成26年3月31日。

変更請負金額が、1億9,488万6,480円、36万7,680円の増額です。

契約の相手方が、斎藤工務店・永井組復旧・復興建設工事共同企業体。

変更理由については、これも同様ですが、使用する材料の入手困難ということで工事の進捗に遅延が生じたため、工期を平成26年5月30日まで延伸するもので、あわせて消費税の改正に伴います増額を行うものです。

90ページが位置図となりますのでご参照ください。

次に、報告第14号、91ページになります。

専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成26年3月31日、工事請負の変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告するものがございます。

専決処分書が92ページになります。

平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第1工区）上下水道整備工事（復交）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により、専決処分したものでございます。

93ページ、資料となりますのでお開きください。

工事名については、平成25年度亘理町防災集団移転促進事業（亘理江下団地第1工区）上下水道整備工事（復交）です。

第3回変更契約年月日が、平成26年3月31日。

変更請負金額が、5,812万9,560円、44万6,790円の減額です。

契約の相手方については、阿部春建設・小野工務店・北紘建設復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

変更内容については、ここに記載のとおりで、この上下水道整備におきましては、工事概要の下から2段目の給水切替工について、集団移転対象者と現地で立ち会いの結果、位置等について決定したところ、給水の取り出し位置に変更が生じたため、4件について第2工区から第1工区の施工に変更したものと、当初把握しておりませんでした給水取り出し、これが3件新たに発見したということで、合計7件変更により追加しまして、73件から80件に変更したものでございます。下水道整備につきましても、これも集団移転対象者と公共ますの取り出し位置について立ち会いの結果、表の2段目になりますが、546.1メートルから555.9メートルに変更したものでございます。それ以降の数量変更については、今申し上げました工種に関連して、現地精査の結果、変更したものでございます。

工期については、平成26年5月30日に変更するものでございます。

94ページが平面図で、水色が水道管、オレンジが汚水管、黄緑が仮設のウエルポイントの箇所となりますので、あとごらんください。

以上で終わります。

議長（安細隆之君） 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

以上をもって、本会議に付議された案件の審査は、全部終了いたしました。

ここで、町長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

町長、登壇。

〔町長 齋藤 邦 男 君 登壇〕

町 長（齋藤邦男君） どうもお疲れさまでございました。

本日、このように議会の席上におきまして、退任のご挨拶の機会を与えていただき、まずもって厚く御礼を申し上げます。

新聞報道でもご承知のとおり、このたび5月27日の任期満了をもって、町長の職を退任することとなりました。

ご案内のとおり、平成14年5月に町長に就任以来3期12年にわたりまして、安細議長を初め議員の皆様、そして町民の皆様、関係機関の皆様、そして職員にご支援、ご協力を賜りましたことは、まことに感謝にたえないところであります。ここに改めて、衷心より感謝を申し上げます。

在任期間中は、思いやりの心で、力を合わせ、安全で安心できる豊かなまちづくり、そして町民一人一人が暮らしやすさを、そして住むことへの誇りと暮らしやすさを実現するために、ひたすら町政の発展と町民の福祉向上のために精魂を傾注してまいったところであります。

これまでの主な取り組みを顧みますと、まず、県内で初めてのまちづくり基本条例の制定でございます。この条例については、ご案内のとおり、地域協働のまちづくりの推進、そして子育て、教育環境面では特に中央児童センターの建設、そして子育て支援の充実・強化、そして各小中学校の体育館やプール建設、そして耐震化を初めとした小中学校の教育環境の整備、さらには少子高齢化等の福祉面では、介護予防への取り組みや、地域医療体制の整備にも努めてまいったところであります。また、本町の基幹産業であります農業、水産業の振興・発展に努めるとともに、商工業の発展、さらには企業誘致の推進及び道路網の整備、そして上下水道の整備など、地域経済の活性化とともに生活に密着したインフラ整備に取り組むことができました。その一方で、健全財政を維持しながら、組織機構の見直しなどの行政改革にも取り組み、自立したまちづくり体制の構築に努めたところであります。

そのような中で、3.11東日本大震災が発生し、一瞬にしてとうとい生命と財産、これまで築き上げられた互理町のなりわい、にぎわいが奪われてしまったわけがあります。今までに経験したことのない大震災であり、その対応に当たっては、幾多の困難にも向き合いましたところであります。災害直後の緊急対応等避難者の対策、そして復興への道筋となる震災復興計画の策定など、震災以降は、復旧・復興

に全力を傾注してまいったところでございます。

この震災から3年経過した今思うことは、やはりいちご団地が復興し農家の方々の笑顔を見ることができたことは、万感の思いであります。一方、生活再建の面では、今なお仮設住宅等で不自由な生活を送っている被災者もおり、今年度に本格化する災害公営住宅、集団移転により目に見えた復興が進むものではないかと期待しておるところであり、さらには、荒浜中学校、長瀬小学校の再開も夏に控えており、地域へ子供たちのにぎわいが戻ることで、一日も早くこれまでの生活が取り戻せるのではないかと考えておるところであります。

おおむね震災復興計画どおりに進めることができたのも、皆様方の心温まるご支援、ご協力があったからこそと深く感謝を申し上げます。その思いを忘れることなく、退任後においても一町民として復興を見守り、新生互理の実現のため、微力ではございますが努めてまいりたいと思っております。

数々の思い出がよみがえり話が尽きませんが、町長としての12年間、職員としての期間も含みますと58年間地方自治に携わることができ、私の大好きな互理町のため、精一杯職責を全うすることができたことは、皆様方のご指導、ご鞭撻のたまものと、謹んで厚く御礼を申し上げます。復興道半ばでの退任とはなりますが、関係各位のご努力と信頼関係により、懸案を解決し所期の目的が順調に達成されることを心から望んでおります。

結びに、今後とも変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様方のますますのご健勝、ご活躍、そして互理町のさらなる発展を祈念申し上げます、御礼かたがた退任のご挨拶といたします。

ありがとうございました。（拍手）

議長（安細隆之君） 町長の発言が終わりました。

これをもって、平成26年4月第29回互理町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5時11分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 渡邊健一

署名議員 四宮規彦